

## 商標登録便利化改革の深化による 登録効率向上に関する意見

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約>

2017年11月14日、工商総局は「商標登録便利化改革の深化による登録効率向上に関する意見」を公布した。商標出願から登録完了まで数年かかるのが一般的だった状況を改善するため、具体的な実行期限を設定した改革目標を定めている。中国における商標登録にかかる負担の軽減が期待されるが、他人の商標出願に対する異議申立期間も短縮することに注意が必要となる。

### 1. 改革目標

- 審査の質と効率を全面的に向上させ、2017年末までに受理通知書の送付にかかる時間を現在の3カ月から2カ月に、審査期間を商標法(2013年改正)28条で定められている9カ月から8カ月に、それぞれ短縮する。
- 2018年末までに、受理通知書の送付にかかる時間を2カ月から1カ月に、審査期間を8カ月から6カ月に、移転登録(譲渡)の審査期間を6カ月から4カ月に、更新登録の審査期間を3カ月から2カ月に、検索データベースへの反映にかかる期間を3カ月から2カ月にそれぞれ短縮する。

### 2. 体制の見直し

- 商標出願のサポート業務等を行う商標審査協力センターを重慶市にも開設し、2018年4月より審査作業を始める。出願数の増加状況によっては、さらにセンターを2~3カ所新設する。
- インターネットを通じて出願できる体制を整え、地方では集中審査から出願ごとの随時審査に切り替える。



### 3. 効率向上

- 2018 年上半期までに、受理通知書の電子発行を実現する。
- 現在は 400 種類以上ある出願書類の様式を整理し、2019 年までに出願の全過程を電子化する。
- 2017 年末までに、初歩登録査定の完了後 1 週間以内の公告を実現する。出願から登録完了までにかかる期間を 1~2 カ月短縮する。
- 審査に人工知能、ビッグデータ、クラウドコンピューティングを取り入れる。
- 受理条件や審査事項の簡素化を検討する。
- 異議申立期間を商標法(2013 年改正)33 条で定められている 3 カ月から 2 カ月に短縮する。異議申立および答弁に関する証拠書類の補充提出期限を現在の 3 カ月から 2 カ月に短縮する。

#### ●原文(中国語)

[http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201711/t20171117\\_270420.html](http://sbj.saic.gov.cn/gzdt/201711/t20171117_270420.html)

本レポートは「中国法令アラートサービス 2017 年 12 月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細、およびクララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報を毎月レポート形式でお届けしています。

<https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は 2018 年 5 月 2 日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776